

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）

日時：令和2年4月24日（金）

14時00分～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）緊急事態措置等（追加措置）について

（2）その他

3 知事指示

4 閉 会

緊急事態措置等(案) (追加措置)

令和2年4月24日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、感染拡大を防止し、県民生活及び県内経済の安定を図るため、国の緊急事態宣言の対象区域の全都道府県への拡大を受け、4月17日から不要不急の外出の自粛などを内容とする緊急事態措置を実施しているところです。

こうした中、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、「外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている」と指摘されています。このため、感染防止対策の更なる徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新たに、次の事項について実施することとします。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置等の期間 令和2年4月24日（金）から5月6日（水）まで
緊急事態措置等の区域 秋田県全域

1 商店街やスーパーマーケットにおける感染拡大防止

生活必需品の購入のために商店街やスーパーマーケットに行くこと自体は安定的な生活の確保のために必要なことではありますが、その場合においても、事業者や県民の皆さまには、以下のとおり感染拡大防止のための対策を講じられるようお願いいたします。

【事業者の皆さま】

- ・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行ってください。
- ・入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとってください（Social distancing:社会的距離）。
- ・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底してください。
- ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努めてください。

【県民の皆さま】

- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。

2 公園等における感染拡大防止

公園等において散歩等を行うこと自体は健康維持等のために必要なことではありますが、その場合においても、住民や管理者の皆さまには、以下のとおり感染拡大防止のための対策を講じられるようお願いいたします。

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとってください。
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛けてください。

緊急事態措置等(案) (一部変更)

令和2年4月21日(令和2年4月24日変更)
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の生命と健康を守ることを最優先に、感染防止対策の更なる徹底を図るため、
新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、既に本年
4月17日から実施している措置に加え、新たに、次について実施することとします。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置等の期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで
緊急事態措置等の区域 秋田県全域

1 休業を要請する施設

特措法施行令第11条に定める施設の種類のうち、社会生活を維持するうえで
必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、施設の使用停止(休業)の協力を要
請します。

施設の種類の	内 容
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、性風俗店、アダルトショップ、個室ビデオ店、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、場外馬・車・舟券場 等
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、武道場(※)、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、ホットヨガ、ゴルフ練習場(※)、バッチング練習場(※)、テニス場(※)、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、遊園地 等 ※屋内施設に限る。
劇場等	劇場、映画館 等
集会場、展示場等	集会場、展示場、 <u>貸会議室</u> 等 博物館、美術館、図書館、 <u>科学館</u> 、動物園、植物園 等
大学、専修学校等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設
学習塾その他の学習支援施設	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室 等
ホテル、旅館、 <u>休憩施設</u> 等	ホテル、旅館、 <u>スーパー銭湯</u> 、 <u>温泉休憩施設</u> 等 ※宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等
商業施設	生活必需物資の小売り関係等以外の店舗 (<u>ペットショップ</u> 、 <u>住宅展示場</u> 、 <u>古物商</u> 、 <u>古本屋</u> 、 <u>おもちゃ屋</u> 、 <u>DVD/ビデオレンタルショップ</u> 、 <u>アウトドア・スポーツ用品店</u> 、 <u>土産物店</u> 等) 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 (<u>エステティックサロン</u> 、 <u>岩盤浴</u> 等)

※ の施設のうち床面積の合計が1,000㎡以下のもの及び の施設については、特措法
によらない協力依頼

2 営業時間の短縮等を要請する施設

社会生活を維持するうえで必要な施設のうち、飲食店等の食事提供施設については、感染拡大防止の観点から、営業時間の短縮等の協力を要請します。

施設の種類	内 訳	
食事提供施設	飲食店	営業時間の短縮を要請（5時～20時）、酒類の提供については、19時までとするよう要請。（宅配、テイクアウトを除く） 適切な感染防止対策の協力を要請
	居酒屋	
	料理店	
	喫茶店	

3 事業の継続を求める施設

→適切な感染防止対策の協力を要請

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店 等 ※営業時間の短縮を要請（5時～20時）するとともに、酒類の提供については、19時までとするよう要請。（宅配、テイクアウトを除く）
宿泊施設等	ホテル・旅館（行楽を主目的とする宿泊の提供を除く。）、共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、レンタカー、船舶、航空機、物流サービス ※観光地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ等を除く。
工場等	工場、作業場
金融機関、官公署等	銀行、証券会社、保険会社、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ゴミ処理関係 等

※「施設の種類」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日改正）を踏まえた整理

新型インフルエンザ特別措置法第45条の規定に基づく要請、指示及び公表への対応について

令和2年4月24日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、4月21日第5回対策本部会議において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項の規定に基づく休業や営業時間の短縮の協力要請を決定したところであるが、今後、感染拡大や協力の現状によっては、個別の施設を管理する事業者に対し、第2段階として法第45条第2項の規定に基づく要請、次いで同条第3項の規定に基づく指示を行うこととなる。その際、対象となった施設については、個別の施設名等を公表することになる。

その公表に係る手続き等は次のとおりである。

1 要請及び指示の公表

①対象

- ・個別の施設の管理者等のうちに、正当な理由がないにもかかわらず応じない施設

②公表の内容

- ・要請（指示）の対象となる施設名及び所在地
- ・要請（指示）の内容
- ・要請（指示）を行った理由

③公表の方法

- ・県のホームページ等で公表

2 要請及び指示の手続

①実地調査等

- ・第24条9項に基づく協力要請への対応状況の確認と事前通知

②事前通知の内容

- ・予定される要請の内容及びその根拠となる法令の条項
- ・予定される公表の内容及びその根拠となる法令の条項
- ・公表の方法及び予定日
- ・要請及び公表の原因となる事実
- ・要請及び公表の原因となる事実を是正する場合の問合せ先並びにその期限等

3 要請及び指示の要件

- ①要請：クラスターが発生するリスクが高いものと認識されていること
- ②指示：①に加え、いわゆる「3つの密」に当たる環境が発生し、クラスター発生リスクの高まりが実際に確認できること

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第2項及び第3項の規定に基づく施設の使用制限等に係る要請及び指示について、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。

記

1. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の対象

特措法45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示は、施設を管理する者等に対して行われるものであり、使用制限等の対象も個別の施設となる。また、当該要請及び指示に伴う特措法第45条第4項の公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としている。

したがって、第1段階として特措法第24条第9項の規定に基づく協力の要請を業種や類型毎に行ったのち、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として特措法第45条第2項の規定に基づく要請、次いで同条第3項の規定に基づく指示を個別の施設の管理者等に対して行い、その対象となった個別の施設名等を公表するものとする。なお、正当な理由とは、例えば、新型インフルエンザ等対策に関する重要な研究会等を実施する場合など、限定的に解釈されるものである。

公表の内容としては、要請（指示）の対象となる施設名及びその所在地、要請（指示）の内容、要請（指示）を行った理由を含むものとし、幅

広く住民に周知するため、各都道府県のホームページ等での公表を基本とする。また、特措法第45条の規定に基づき個別の施設の管理者等に対して要請若しくは指示又は施設名等の公表を行う場合には、その対象となる予定の施設以外にも特措法第24条第9項の要請に応じていない施設があるか等をよく調査のうえ、実施するよう留意すること。

2. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の手続

特措法第45条第2項の規定に基づく要請は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第2条第1項第6号の行政指導、特措法第45条第3項の規定に基づく指示は、行手法第2条第1項第4号の不利益処分に該当すると考えられ、それぞれ行手法の規定に従うものとする。

そのうえで、特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行うためには、実地調査により特措法第24条第9項の規定に基づく要請に従っていないことが認められること、また、その事実等を対象となる施設に通知（以下「事前通知」という。）してから一定期間を経過した日以降においても、なお同一の結果が認められること、が求められる。ここで、一定期間を経過した日とは、事前通知した日の翌日を基本とするが、事態の緊急性等に応じて、各都道府県知事によって判断するものとする（公益上、緊急に特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行う必要がある場合等には、事前通知を必要としない）。また、法第45条第3項の規定に基づく指示に関しては、行手法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会の付与を行わなければならないが、同条第2項の規定により、公益上、緊急に不利益処分を行う必要がある場合には、弁明の機会の付与を行う必要はない。

なお、事前通知には、予定される要請の内容及びその根拠となる法令の条項、予定される公表の内容及びその根拠となる法令の条項、公表の方法、公表の予定日、要請及び公表の原因となる事実、要請及び公表の原因となる事実を是正する場合の問合せ先並びにその期限等を明示することとする。

3. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の要件

特措法第45条2項に基づく要請は、同項で定められた要件である「新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するために必要があると認めるとき」に適合する必要がある。

したがって、単に特措法第24条第9項の規定に基づく要請に従わないという理由だけで特措法第45条第2項の規定に基づく要請を行うのではなく、対象となる個別の施設が使用の継続を行う場合に、新型インフルエンザ等のまん延につながるおそれがあると認められる必要がある。これは、必ずしも現に対象となる個別の施設においてクラスターが発生している必要はないが、例えば、専門家の意見として、対象となる施設やその類似の環境（業種）が、クラスターが発生するリスクが高いものとして認識されていること等が求められるものと考えられる。

また、特措法第45条第2項の規定に基づく要請に応じず、同条第3項の規定に基づく指示を行うときには、「新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるとき」となっており、必ずしも現に対象となる個別の施設においてクラスターが発生している必要はないが、例えば、専門家の意見として、対象となる施設やその類似の環境（業種）が、クラスターが発生するリスクが高いものとして認識されている上に、当該施設において、いわゆる「3つの密」に当たる環境が発生し、クラスターが発生するリスクが高まっていることが実際に確認できる場合などが考えられる。